

## 電子契約の取扱方法の変更について（事業者向けお知らせ）

愛媛県総務部総務管理局行政経営課

令和7年11月から、愛媛県が発注する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務において電子契約を本格導入していますが、さらなる利用促進を図るため、取扱方法を変更します。

1 適用開始日

令和8年3月10日（火）

2 対象案件

令和8年3月10日（火）以降に契約を締結する案件（変更契約を含む）。

3 変更内容

契約締結方法について拡充します。なお、変更後も①の契約締結方法を原則としますが、契約締結方法にご希望がある場合は、発注機関にご相談ください。

**【変更前】**

①県が電子署名を行った日を契約日とする。

**【変更後】**

①県が電子署名を行った日を契約日とする（変更なし）。

②契約書に契約日を記載する場合、契約日同日までに県が電子署名を行う。

③4月1日付で契約締結を要する案件に限り、契約書に契約日（4/1）を記載し、後ほど電子署名を行うことを認める（遡及適用）。